

ヘーゲルに於ける市民社會論の成立(下)

陳 紹 馨

三 ヘーゲルによる市民社會論の綜合

ヘーゲルの市民社會はその哲學體系の一契機として成立したもので、彼の市民社會概念の成立はその體系の成立に關聯して理解されなければならない。ヘーゲルの市民社會論を一つの社會理論として考察する我等は、こゝではその社會理論の諸源泉を指摘することにとゞめる。

キリスト教はヘーゲルの一生を通じて強く彼を支配したものである。彼はテュービンゲン大學の神學科に五ヶ年間在學し、初期にキリスト教に關する種々の論文を草した。社會生活に眼を向けた時に併し彼はキリスト教の個人主義的な理論に缺陷を見出した。キリスト教は、國家がその權威を失ひ、公民が私人に墮落した時代に成立した私的宗教である。個人主義的なキリスト教を現世的な社會生活と融合せしめるために彼はこれを國民宗教にたてなほすことに努めた。併しキリスト教は依然彼の理論を貫くもので、愛の教へは彼にとつて社會生活の原理である。後年に至つても彼は國家を神の地上におけるみちゆきとなしてキリスト教的精神を強く主張した。

ヘーゲルは五歳にしてラテン學校に入つて古典語及び古典文學を學んだが、テュービンゲン時代にヘルダーリン、シェリングと共に熱心にプラトンを研究した。古代ギリシャの世界は彼には強い魅力であつて、彼の普遍主義はプラトンの哲學に負ふものである。『法の哲學』以前における彼の國家觀念はギリシャの理想國家を模したものであり、市民社會における階級の區分もプラトンによつたものである。彼の普遍主義的傾向はモンテスキュー、ギボン等の歴史的研究の影響を受けて漸次に克服されたが、併しその傾向は消滅したのではなくして普遍は特殊と綜合され、統一的なもの有機的なものゝ一契機に止揚されたのである。プラトンの國家において普遍性は特殊性を排除してゐるが、近世國家は普遍と特殊とが具體的に統一されたものである。(一八五節、二六〇節補遺)。テュービンゲン時代のヘーゲルにとつてカント哲學とフランス革命は二つの偉大なる出來事であつた。彼はカントの著書を愛讀しその影響を受けたが、早くベルン時代からそれに疑を懷いた。彼はカントの倫理的な合理主義における個人の道徳と民族の人倫態との對立に不満を懷き、その綜合統一を試みた。殊にシェリングやヘルダーリンの影響を受けてカント哲學から漸次ローマン主義に移つた。『自然法の科學的取扱方』(一八〇二年)においてカントの自然法論は批判されてゐる。カントは人倫的な當爲の形式的な法則から出發した。形式と資料は彼において各々絶對的であつて、形式的な人倫法から法や義務の資料は導き出されない。同じ論文でヘーゲルはホップスの自然法論を批判した。ホップスは自然物としての人間の間に於ける經驗的な外的な關係から出發したが、併しアトム的な諸個人から全體を綜合することが出來なかつた。ヘーゲルはカント及びホップスにおける二

元主義的な對立を止揚して民族生活の有機的な統一を把握しようとしたのである。

若きヘーゲルはフランス革命を『朗かな日の出』と祝福し、友人と共にテュービンゲンの市場に自由の記念樹を植へたと傳へられてゐる。彼はルソーを愛讀し、その描いた國家に心醉した。後年、漸次にルソーの過激主義から離れたが、併しルソーの哲學は彼の體系に偉大な足跡を印したものであつた。彼の國家論に及ぼしたルソーのヴォロンテ・ジエネラルの思想の影響は既に諸家の指摘したところであり、デュギーの細かく分析したところである。併し彼は自らの理論をルソーのそれと區別してゐる。意志を以て國家の原理としたところにルソーの貢獻がある。だが彼の意志は特殊の個性として、特有の恣意における個人の意志として把握され、即對的な理性的な意志として把握されなかつた。彼は『普遍意志』を『かゝる個人的意志から意識されたものとして發生する共通の意志として把握したために、國家における個人の結合は契約となる。それ故に契約は個人の恣意、意見及び氣紛れな同意の表明を基礎とする。』この恣意は往々破壊や暴逆に門戸を開放するものである(二九節、二五八節)。ヘーゲルの根本傾向はその發展論であつて、これはモンテスキュー、ギボンの歴史的研究の影響によるものである。ベルン時代に彼はツキディデスを愛讀し、それを翻譯しようとさへした。ギボンも彼の愛讀した人で、キリスト教に對する不満はその影響によるものと謂はれてゐる。社會事象の發展を事物の本質から考察するモンテスキューの方法はヘーゲルの高く評價したものである(三節)。彼の民族精神の概念はモンテスキューによつたものと謂はれてゐる。⁽¹⁾

經濟學はヘーゲルの社會理論的主要源泉の一つをなすものである。彼は既にイエナ時代にスチュアートを研究し、後に正統派經濟學を研究した。その『欲求の體系』は經濟學的な内容を有つものである。この他にヘーゲルは『ドイツ憲法論』においてマキヤヴェリを同情的に取扱ひ、イエナ時代にはシルレル、ヒューム、モスハイム、フォルスターを讀んだ。⁽²⁾英佛の啓蒙哲學、道徳哲學は哲學史講義において彼の扱つたところである。

(1) Bülow, F.: Die Entwicklung der Hegelschen Sozialphilosophie, 1920, S. 20.

(2) ditto.

ヘーゲルの社會理論の源泉を考察した後に我等は彼の市民社會論が如何に構成されたかを見ることが出来る。ヘーゲルは市民社會の前に家族をおき、家族から市民社會を導き出してゐる。この點に於て彼の先駆の影響を辿ることが出来る。ホップス以後市民階級の絕對國家や封建的殘存物に對する反抗は、理論において國家の批判とその機能や範圍の局限として現れた。殊に世界交通の發達と共に未開民族の社會生活に關する知識が普及し、國家が人間生活の一部面のみで國家以外にも人間共存生活が存することが漸次明かになつた。人間は最初孤立的な狀態に生存したものではなく、生殖や育児のために既に家族を構成しなければならない。家族こそ最初の社會である。家族が分化して多數の獨立な家族となり、こゝに市民社會が成立したのである。我等の前に扱つたボダン、ロック、ヒューム、ファーディスン、ルソー、重農學派がこの見解を有つてゐた。この他にシャフツベリー、ボーリングブローク、テンプル、クラフト、ペーフェンドルフ等もほど同じ意見である。⁽¹⁾家族を人倫態の最初の契機となる。これが市民社會を導き出したヘーゲルの理論は、その先駆の道を辿つたものである。

(1) Cunow, H.: Die Marxische Geschichts-, Gesellschafts- und Staatstheorie, 1920, S. 96, 102.

Huth, H.: Die Bedeutung der Gesellschaft bei A. Smith und A. Ferguson, 1906, S. 24, 25.

市民社會の最初の契機である『欲求の體系』は殆ど經濟學の問題である。經濟學（ズミス、セイ、リカルドの正統派經濟學）は『近代を地盤として成立した諸科學の一つ』や、『その前に横はる無數の個別性からして、事象の單純な原理、即ち事象のうちに作用し且つそれを支配しつゝある悟性を發見』しようとするものである。彼は『國家經濟學』を、『群集の關係や運動を質と量との規定及び交錯狀態において敍述する科學』と定義した（八九節）。これを、『經濟學は社會の經濟、即ち社會體を構成する各個の部分の本質及び機能に關する結果を結合する科學である』と謂ふジャン・バプティスト・セイの定義と比較して興味が深く。

近代の絕對國家はその政策として重商主義をとつたが、重商主義の弊害と行きつゝよりはその對立的な理論たる重農主義と自由主義をよびおこした。經濟生活の變動が近代における最初の組織的な社會科學たる經濟學を齎した。經濟學は『近代市民社會の理論的分析』であつて、ヘーゲルもこれを近代を地盤として成立したものと謂つた。近世以後の社會生活に關する人間の認識は興味深い事實を示してゐる。認識は實踐生活の變革に伴つてなされたのであるが、最初は表層的なものに向けられた。文藝復興及び宗教改革期における學藝論や宗教論がそれである。封建制度の崩壊から絕對的國家への過程、法皇と君主との争ひにおいて社會生活の認識は政治的法律的な

ものに深められた。絶對國家内における市民階級の發展と共に認識は人間生活の下層的な物質的なものに向けられた。やがて産業革命、フランス革命を経て十九世紀の前半に、物質的生活と政治法律及び學藝宗教等の社會生活の全領域に渡る組織がコント、マルクス等によつてなされた。社會生活に關する認識は表層的なものから漸次に下層に進み、やがて下層から上層に及ぶ統一的な認識が成就された。即ち學藝宗教論から政治學法律學を経て經濟學に至り、つひに綜合的な社會理論が構成されたのである。その發展過程において經濟學が絶大な意義を有することは謂ふまでもない。十八世紀末に至る社會理論の成果は殆ど經濟學に結晶してゐる。産業革命及びフランス革命の經過中及び直後に急進反動の諸社會理論が叢生したが、十九世紀初頭において最も科學的な形態をとつた社會理論は依然として經濟學である。經濟學がヘーゲルの社會理論において重要な意義を占めるのもわけないことではない。フライヤアは、ヘーゲルの市民社會論における最も重要な契機は『欲求の體系』でその他の契機はこの契機を確保するものに過ぎないと指摘したが、經濟及び經濟學の重視において我等は彼の社會理論の時代的反映を見ることが出来る。

經濟學は利己的な個人から出發するが、ヘーゲルの市民社會論は『特殊なものとして自ら目的であるところの具體的な個人』から出發して、市民社會を萬人の萬人に對する私利の鬭爭場と特徴付けた。歴史を遡れば個人はより大なる全體に屬する非獨立的なものとして、即ちホルド、家族、部族などの一員としての個人として、存在した。經濟生活の分化發達によつて、殊に十六世紀以後の資本主義的な經濟の發展によつて、個人は以前の歴史のとして自ら目的であるところの具體的な個人』である。

市民社會において利己的な個人はそれ／＼自己の利益をめざして活動するが、各個人の利己的な行爲は『見えざる手』に導かれて社會の全體的福祉が齎される。經濟學のこの根本命題は、市民社會における特殊の原理と普遍の原理との調和的な關係として哲學的に表現された。ヘーゲルの『理性の狡智』はスミスの『見えざる手』の哲學的な表現であるとオッペンハイマアが指摘した。⁽²⁾ 正統派經濟學の豫定調和の思想はマンデヴィルの『私の罪惡は公共の利益』(Private vices public benefit) の思想に影響されたものと謂はれてゐる。マンデヴィルは十八世紀の英佛の學者に廣く影響を及ぼした人で、ヒュームはその著書で彼の思想を検討し、ルソーの『人間不平等起源論』が彼の『蜜蜂物語』に多大に影響されたことは既にアダム・スミスの指摘したところである。⁽³⁾ ヘーゲルは少くともヒュームやルソーを通してマンデヴィルを知つてゐたであらう。豫定調和の思想はニュートンが萬有引力說で地球及び天體の運行における調和を論證して以來永く歐洲の思想界を支配した。人間生活においてそれは自然法、自然秩序、見えざる手として現はれる。この思想は初め自然狀態説、社會契約説と歩みを共にしたが、

社會理論の實證化の過程において後の二者が批判された後に於いても殘存してゐる。コントの體系における諧調（Consensus）ゆゑの傳統を引くものと見ることが出來やう。人間の衣食は恣意的であり、太陽系の運動は一見不規則であるやうに見えるにやかゝはひや、尙それらに法則が認められる（一八九節、補遺）と謂ふヘーゲルの思想は、リヒャーネンの調和説を想起せしるべのやうな。

- (1) Freyer, H.: Soziologie als Wirklichkeitswissenschaft, 1930, S. 123.
Derselbe: Einleitung in die Soziologie, 1931, S. 65.
- (2) Oppenheimer, F.: Richtungen der neueren deutschen Soziologie, 1928, S. 8.
- (3) Boaar, I.: Philosophy and Political economy, 2. ed., 1909, p. 181, 108.
- (4) Bülow: Op. cit., S. 135, 39, 111.

労働は正統派經濟學の基本的な概念の一つである。労働は價値を創造する（一九六節）ところくーべルの見解は正統派經濟學の労働價値説に見出される。労働は人間生活の根本的な活動であつて、その發達は人間生活の發展を齎し人智を開発する（一九七節）。この見解も經濟學によゐるのである。興味の深きことは、労働の教養的效果の理論が後にマルクス、エンゲルスによつて、彼等の『ディータ・イデオロギー』や『猿の人間化における労働の役割』に於いて發展され、労働が人間意識の發展の決定的な效力とされたことである。労働に關聯して分業及び機械のひと（一九八節）が論ぜられてゐるが、これも正統派經濟學に見出されるところである。生産の發達

はひひに生産過剩を齎し、富の分配の不平等、貧困及び賤民の發生を伴ひ、社會は矛盾に陥る。この矛盾の解決法の一つは植民である（一四三—一四八節）。ヘーゲル時代のドイツはなほ完全な農業國で近代的な社會問題が發生する筈がなかつた。ヘーゲルはこれらの事實を當時のイギリスについて觀察した。彼は既にフランクフルト時代に英國の社會關係の發展に注意した。イギリスは一八一五年に生産過剩による經濟恐慌が現ばれ、當時の貧富の懸隔、労働者の慘状、貧民稅、無數の慈善院、數多い私的慈善は既に空想派社會主義者の扱つた處であり、ヘーゲルの目にもとまつたのである。

市民社會における矛盾の認識はヘーゲルの卓見に數へられやう。だが彼はその解決を認識するに至ることが出来なかつた。彼は市民社會における矛盾の一解決策として植民を擧げた。突然に出現する植民論に我等は奇異の感を懷くが、併し彼の『欲求の體系』の源泉である正統派經濟學に既に植民のことが取扱はれてゐる（ベニス、『諸國民の富』、第四卷、第七章）。イギリスは當時既にその發達した商工業の市場の獲得のためにかなり手廣く植民を行つたのである。植民は併し市民社會の矛盾の解決にとつて外的なものにすぎない。それは內的矛盾によつてその反對物に轉化する辯證法的な方法ではない。この意味においてフライヤーは、ヘーゲルの『欲求の體系』は靜的な非辯證的なものと指摘してゐる。⁽¹⁾ 市民社會における矛盾が發展してその反對物に轉化したことを未だ見ない彼にとつて、その理論構成が出來なかつたのは寧ろ當然であらう。この點にも彼の理論の歴史的社會的制約が現はれてゐる。

欲求の體系の第三の契機としての資力 (Vermögen) は、クラウス教授によれば、正統派經濟學に説かれてゐるないところの重要な概念である。⁽³⁾ 資力は普遍的及び特殊的の二つに區別される。クラウス教授によれば、普遍的資力は靜的に見れば、英語の national wealth に當る『社會的生產』、即ち收益勞働を通じて『保持され又増加される』ところの一つの經濟國民の分配に到達せる富を表すものであり、動的に見れば、それは總體の力であり、即ち、國家的社會的諸施設を含むその時々の具體的な法律秩序及び經濟秩序の全體であり、約言すれば、公の福利、即ち『普遍的善』の實現と促進とを目的とするところのものである。⁽³⁾

市民社會における階級の區分についてヘーゲルはプラトンの影響を受けてゐる。⁽⁴⁾ プラトンは、立法者であり支配者である識者の階級、武士の階級及び勞働者の階級の三者を區別した。この三階級はそれ／＼賢明、勇氣、節制の諸徳を具體化したものである。ヘーゲルは『自然法の科學的取扱方』及び『人倫態の體系』において、プラトンにおける識者階級及び武士階級を一つにして貴族階級となし、第三の勞働者の階級を實業階級及び農民階級の二つに分けた。その際彼は當時のドイツで兵役及び政治に當る貴族階級にのみ價値を認めた。未だ解放されない農民と無力な小市民は、社會生活においてさほど重要な意義を有するものではない。『法の哲學』において彼らは貴族階級を普遍的階級と呼び、それ／＼の階級に意義を認めた。殊に市民社會における實業階級の意義をかなり重視してゐる。

ヘーゲルの階級區分をほゞ同時代の英佛の階級區分と比較するのは興味あることである。ケネーは、地主階級、

生産者階級（農民）、不生産者階級（商工業者）を區分してゐる。アダム・スミスは一國の全年收益を勞賃、利潤及び地代の三部分に分けてゐるが、これは勞働者、資本家及び地主の三階級に對應するものである。ヘーゲルの普遍的階級は貴族的階級であつて、貴族は領主でありしたがつて地主でありケネーの地主階級は王、貴族、僧侶を含んでゐる。イギリスにおいても地主の主なるものは領主であり貴族である。各國においてそれ／＼ニユアンスを異にしてゐるが、この階級は當時の社會の最も重要な構成分子であり、右の三つの體系にそれ／＼含まれてゐる。商工階級はケネー及びヘーゲル（彼の實業階級は更に手工業階級、工業階級及び商業階級の三つに區分される）に見出されるが、スミスには見出されない。スミス時代のイギリスは工場制手工業や海外貿易が發達して商工業者のあるものは資本家に出世し、他のものは勞働者におちぶれた。親方、職人、自由業者を日傭人夫と共にスミスは勞賃獲得者に數へてゐる。當時のイギリスでは實業階級は資本家及び勞働者に分解されて第一次的な意義を失つたと見ることが出來やう。ヘーゲル時代のドイツは純然たる農業國（一八〇四年のプロイセンの人口の七十三パーセントは農民）であり、フランスもまた農業國であつた。この二國において農民は顯著な一階級を構成する。スミス時代のイギリスは既に農業國から工業國にすゝんでゐる。これは都市における人口の激増と農村の衰微によつても知ることが出来る。他方農民の多くはエンクロージュアや牧羊業の發達によつてその土地を失つて日傭人になつた。イギリスでは農民の代りに勞働者が主要な社會構成部分となつた。理論家の階級區分の如き斷片的な資料にも當時の社會狀態の相違が反映されてゐる。

ヘーゲルは人間共存生活における階級の意義を重視してゐる（本稿第一節参照）。彼はその階級を古代の身分と區別した。プラトンの共和國において個人の階級所屬は統治者の指定に任せられ、印度のカストは單に家柄如何による。そこには個人の主觀的な特殊性の介入する餘地が存しない。これに對して市民社會の階級分割においては、客觀的秩序に適合しなれば個人の主觀的特殊性は認容されるのである（IIO大節）。かくは謂ふものゝ、彼の階級が近代のそれと異つてゐることは疑を容れ得ない。シヨーローの指摘したやうに、彼の初期の論文に取扱はれてゐる社會關係は多分に封建的なものである。彼の謂ふ階級は實質的には職業的な身分である。Klassen の代りに *Stände* の語が用ひられてゐるのもその階級概念の實質的内容を示すものである。

- (1) Freyer, H.: *Soziologie als Wirklichkeitswissenschaft*, 1930, S. 122—123. auch Derselbe: *Einleitung in die Soziologie*, 1931, S. 65.

(2) クラウス: ヘーゲルにおける經濟と社會（ヘーゲルとヘーゲル主義，昭和六年）234頁。

(3) 同上, 297頁。

(4) Bölow: Op. cit., S. 63, 100.

Mayer-Morean, K.: *Hegels Sozialphilosophie*, 1910, S. 66.

法律についてヘーゲルは殊にローマ法、自然法學、歴史法學等を研究した。彼に強く影響したのは併しモンテスキューである。⁽¹⁾『余は先づ人を研究した。そしてこの無數の法と習俗の中において、人を決してその氣紛れのみによつて支配されてゐるのではないと信じた。余は原理を肯定した。わざわざ總ての特殊の場合が自由そ

れに從ひ、あらゆる國民の歴史は何れもその續きにすぎなくなり、又各々の特殊の法は他の法に結合し、又は他のより一般的な法に依存してゐることが分つた。余が古代を研究した場合、余は、實際に異なる事件を同じものとして觀察するひとのなゝやう、そして同じやうに見える事件の間の相違を見逃さぬやうに、その精神を摑むんとに努めた。余は余の原理を、余の偏見からではなく、事物の性質（la nature des choses）から引き出した。この場合、多くの真理は、それと他の真理との關係が分つた後でなければ、知られぬ、個別者を十分考察すればするほど、原理の確實性が分る。』モンテスキューのこの言葉は全くヘーゲル的である。モンテスキューに於いて『法とは、最も廣義において、事物の性質から生ずる關係である。』⁽²⁾ヘーゲルに於いて法は人間生活の内在的な必然的な形像である。モンテスキューは、『法は一般に、世界の總ての人民を支配する限りにおいて、人間性である。而して各國民の政法及び市民法は、この人間理性の適用される特殊の場合にすぎない。それらの法は、その各人民に於てあくまで固有なものでなくてはならない。……それらの法は、成立せる、若しくは人の成立せしめんとする政體の性質及び原理に關聯しなければならぬ……それらの法は、國の地勢に、寒い、暑い、または溫帶的氣候に關係してゐなくてはならない。地味、その位置、大いさ、人民の生活の態様——農夫、獵人または牧人等——に關係してゐなければならぬ云々』⁽³⁾と謂つてゐる。これにてヘーゲルは、『實定法における歷史的要素に關してモンテスキューは眞の史學的見解、正當に哲學的な立脚點を示してゐる。即ち、立法一般並びにその特殊的規定は孤立的、抽象的に考察さるべきでなく、寧ろ一個の總體の依存的契機として、或る國民及び

或る時代の性格を形造る總ての他の諸規定との關聯において考察せんことを明かにした』(三節)と評した。

ヘーゲルにおける法は單に市民社會の契機であるのではなく客觀精神の他の領域、即ち抽象法、家族及び國家にも含まれてゐる。彼が法を在來の法律學のやうに全體的に扱はないで客觀精神の諸領域に分割したことについて、ラッソンは彼が本來の法律學からある部分を取り出してゐるのは缺陷だと述べてゐる。⁽⁵⁾ 批評の當否如何は法學者に任せることとして、法を社會生活の必然的な契機として把握したことはヘーゲルの卓見と謂はなければならぬ。殊に彼の先蹟との關係について重要なことは、彼が法及び司法を以て經濟生活の發展に伴ふところの所有の保護から必然的に發生したものとして把握したことである(本稿第一節参照)。

市民社會において即目的な法は對目的法となり、實定法となる。法律は公布されて一般に熟知されなければならない。即ち法典が編纂されなければならない。ヘーゲルのこの見解は當時の社會状勢に基くものである。十八世紀末から十九世紀の初頭は歐洲の法典の制定時代で、一七九四年に普國國法が編纂され、一八〇四年にフランス民法、一八一一年に奧國一般民法が編纂された。一八一三年ライプチヒでナポレオンを破つたドイツは意氣大に上り、統一的なドイツのための統一的なドイツ民法の制定の必要がティボウによつて叫ばれて大いに反響をよびおこした。これはヘーゲルの『法の哲學』の出る數年前のことであつたのである。

- (1) Bülow: Op. cit., S. 41, 109, auch 18, 19, 41, 72, 114.
- (2) モンテスキュー、宮澤後義譯、法の精神、上巻、27—28頁。

(3) 同上、32頁。

(4) 同上、38—39頁。

(5) Lasson, G.: Hegel's Rechtsphilosophie, S. IVIII.

ヘーゲルが市民社會の「契機」に數くべし警察(Polizei)は歐洲に古くから存した言葉である。十四世紀末から十五世紀初頭にかけてフランスが都市及び國家の一定の活動を表示する *Politia* から言葉が用ひられ、中世を通じてこの言葉は都市或ひは國家の憲法の意味に用ひられた。約一世紀後にこの言葉はドイツに輸入された。十六世紀のドイツにおいて警察は政府の國內の一切の活動の意味に用ひられたが、その後その概念は漸次に制限され外政、軍事・財政及び司法が分離された。更に十七世紀以後個人主義的な自然法論は、國家を唯權利保護と共同生活の安全を維持するものとし、個人の幸福及び全體の福利の増進は國家の關與すべきところでないとなしたが、國家活動である警察もしたがつて、將來の害惡の防衛のために行使せられる國家權力の謂であつて、福利の作用は本來の意味の警察には屬しないとされた。單に學者の理論のみならず、一七九四年のプロイセンの一般國法及び一七九五年のフランスの立法も、警察をこの意味に規定した。⁽¹⁾ ヘーゲルの警察の概念は彼の生存時の理論及び立法と同じものである。彼は警察を團體と共に市民社會における普遍的精神の最高の現はれとなしたが、併し警察においてそれべくの目的に對して特殊的の意志が尙原理であり、普遍者の保證力は先づ一面は偶然性の範圍に限られ、一面は外的秩序に止まるものであるとした(III-1節)。警察は積極的に内在的に個人或ひは全體の範

福祉を増進させるものではない。

警察を市民社會の一契機に數へることについても、ヘーゲルはその先例を有つてゐる。重農學派は自由、財產と共に安全（Sicherheit）の概念を重視したが、これは後にフランス革命の人權宣言において人權及び公民權の一つとして取入れられてゐる。それについてマルクスは次の如く謂つた。『安全は市民社會の最高の社會的概念、警察の概念であつて、全社會はその各成員にその人格、權利、財產を保證するためにのみ存在するといふ概念である。ヘーゲルはこの意味で、市民社會を「必要及び悟性國家」と呼んでゐる。安全の概念によつて、市民社會は、その利己主義から超脱しない。安全は寧ろその利己主義の保證である。』アダム・スミスはその『正義、警察、歲入及び軍備に關する講義』において、『警察の目的としては、貨物を低廉ならしめること、及び公共の安全並びに清潔を維持することを含む⁽³⁾』と謂つてゐるが、これによつて警察の概念が當時の社會理論に取入れられてゐることを窺ふことが出来る。

ヘーゲルの團體（Körperschaft）論は當時の社會状勢を顯明に反映してゐる。團體は實業階級に特徴的なもので、端的に謂へばツンフト、殊に商人組合である。十九世紀の初頭に既に英佛においてギルドが批判され解消せしめられてゐるのに、ヘーゲルがツンフトを市民社會の頂點的な契機に數へるのはいさゝか奇異の感を懷かしめる。ナポレオンに刺戟されて近代的改革に向つたブロイセンは、一八一〇年の勅令で營業の自由を許し、一八一一年の勅令でその具體的な事實を規定して、ツンフトの獨占と特權を法律的に否定した。併し當時のドイツの產

業は未だツンフトの止揚の段階に尙到達せず、三十年代までは手工業者のツンフトが優勢を占めてゐた。廣く各國の歴史を通觀したヘーゲルは既に中世的なツンフトの弊害を知つてゐた。彼にとつて市民社會の一契機としての團體の特權は、普遍的法則の偶然的な除外例である語源學上固有な特權と異つて、社會自らの本質的な分枝たる特殊性の本性に含まれる法則に外ならぬものである（二五一節）。團體は任意に恣意的に活動し得るものでなく、『國家の高次の監視が團體の上に君臨せねばならない。然らざれば團體は化石し、荒廢して悲慘な結社に沈落するであらう』（二五五節、補遺）。近代に到つてツンフトが解體してゐることをヘーゲルも認めてゐる。併したとへさうであつても、『團體によつて自己の營業を營むところの個人の義務は變らない。』倫理的な人間には必然的に、私的目的以外に普遍的活動を許されなければならないが、現代國家において市民は國家の普遍的な事について唯制限的な關與を有するのみである。現代國家が必ずしも興へないこの普遍的なものを、個人は團體において見出すのである。ヘーゲルの要求するところの『團體そのものは、決して封鎖的な結社でなく、寧ろそれは孤立的實業の倫理化であり、且つ實業をして權力と名譽とを得る領域に高昇せしめるものである』（二五五節補遺）。十九世紀の二十年代のドイツにおいてツンフトがなほ優勢であるのみならず、近代的な統一國家の未だ成立しないドイツにおいて個人の普遍的な活動はツンフトの媒介を必要とする。修正されたツンフトが市民社會の一契機として、頂點的な契機として含まれるのは偶然ではない。

(1) Loening, O.: Polizei (Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 4. Aufl. B. VI.) S. 884 ff.

- (2) Marx, K.: Zur Judenfrage, (Karl Marx, Der Historische Materialismus, hrsg. von Landshut u. Mayer, I.) 249—250.
- (3) Smith, A.: Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms. ed. by Cannan, 1896, p. 3, 155.

四 市民社會と國家

ヘーゲルの市民社會論の内容を上來その先蹤及び當時の社會状勢にのじて辿る事が出來た。だが、まだ重要な問題が一つ残つてゐる。即ち市民社會と國家との區別である。これはヘーゲルの社會理論における最も顯著な業績の一つに數へられるもので、同時に後代の理論の重要なテーマとなつたものである。

ヘーゲルに於て全歴史生活は精神が自己を知り自己を解放して行く過程である。それは自由の實現の過程であり、倫理の具現の過程である。而してこの過程は客觀精神の領域においては、國家にその最高の實現を見る。『國家は倫理的的理念の現實態——倫理的精神である』(二五七節)。國家において個人の特殊的な要求と全體の普遍的な福祉とが完全に有機的に融合し、實現される。個人の結合そのものが國家の眞實な内容及び目的であつて、個人の特殊的満足、活動、態度様式はこの實體的普遍者をその出發點とし、國家の一員としてのみ個人はそれ自身客觀性、眞理及び倫理を得る(二五八節)。

國家の規定はそれと市民社會との對照によつて一層明瞭になる。市民社會において各個人の利己的な利害は一

般的の利害と衝突する、だが國家においてこの對立は、國法によつて保持された一般性の認容によつて消失する。市民社會は萬人の萬人に對する私利の鬭爭場であるが、國家においては普遍性は特殊性の自由と個人の福利と結合する。市民社會において普遍的なものが存するが、それは外面的必然的なものにすぎない、國家においてこの普遍性は特殊性と完全に融合して實現されてゐる。市民社會は人倫態の實現への道程であるが、國家は客觀的人倫態の完全な實現である。市民社會は人倫的なるものゝ現象世界であり、國家は人倫的的理念の現實態である。⁽¹⁾

市民社會と國家とは、疑を容れ得ない程明瞭に區別されてゐる。どひのどの區別は彼の先蹤において如何になされてゐるのであらうか。家族より市民社會への推移に關するヘーゲルの理論はその先蹤において辿られるが、市民社會より國家への推移については事態は少し複雜である。ボダンは明かに市民社會と國家とを區別した。だが彼以後ホップスになると理論は少しく變つてゐる。ホップスはボダンにおける市民社會——例へば商人組合の如きもの——を認め且つこれを國家と區別してゐるが、彼はこれを市民社會と呼はず、またこれにさして重要な意義を認めなかつた。そして彼は『市民論』において明かに國家と市民社會とを同義語として用ひてゐる。(「バガイアサン」におけるは主として Commonwealth といふ語が用ひられた) ホップス以後市民社會と國家とは殆ど區別されなかつた。ロックは『政府論』における Political society, Civil society, Commonwealth, body を同義語として用ひた。ヒームは political society, Civil society, state を同義語として用ひた。フートークは、おこじめ國家、市民社會、國民、人民は殆ど同一の概念であった。アダム・スミスは Civil society と state

とを同様に用ひ、『諸國民の富』¹⁾ やは Civilised society ある語を用ひてゐる。ハーンスでは十八世紀の理論家は國家と市民社會とを殆ど區別しなかつた。⁽³⁾ ルソーは大體イギリスの理論家のやうに、私有財產制度成立後の市民社會を國家と見てゐる。重農學派は國家を統制社會 (société régulière) 政治體 (Corps politique)、政治社會 (Société politique) と呼んでゐるが、これはイギリスの理論の政治社會、市民社會と同じものである。要するにヘーゲル以前は、市民社會と國家とは區別されず同じものと概念されたのである。⁽⁵⁾

(1) Vogel, P.: Hegels Gesellschaftsbegriff, 1925, 5, 99, 10.

(2) Lehmann, W. e.: Adam Ferguson and the Beginning of Modern Sociology, 1930, p. 154.

Cunow, H.: Die Marxische Geschichts-, Gesellschafts- und Staatstheorie, 1920, S. 116.

(3) Unruh, A. von: Dogmenhistorische Untersuchungen über den Gegensatz von Staat und Gesellschaft vor Hegel, 1928, S. 90.

(4) Cunow, H.: Oe. cit., S. 126.

(5) Moyer-Mareau, K.: Hegels Sozialphilosophie, 1910, S. 69.

ヘーゲル以前の社會概念を詳細に吟味するにはなほ併し社會と市民社會との區別に着目しなければならぬ。既述のやうに、近世國家に對する批判と未開民族の社會生活に關する知識の普及は、國家以外にも人間共存生活の部面が存在するなどを明かにした。人間は生殖及び育児のためにも家族とふる社會を構成しなければならぬ。國家以外に尙村落、教區、町、都市などの社會が存する。社會が發達して統治組織が成立し、政府が發生したのを呼んでゐる。

であるが、この發達した社會はその他の社會から區別されるために『政治社會』、『市民社會』或ひは『國家』と呼ばれたのである。國家も一の社會であるがそれは開化した文明社會である。このことは市民社會を獨立のテークとして扱つたファーヴィスにおいて最も明かである。彼における civil society は rude society と對照されたりとも polished society と呼ばれてゐる。彼は社會の發展段階として rude society, polished society 或ひは savage, barbaric, civility or civil society をあげてゐる。アダム・スミスは civil society と civilised society を呼んでゐる。

發達した社會としての市民社會と未發達の社會との區別はロック以後の理論家のなしたところである。シーグムは家族及び政府の未だ成立しなじ社会と政府の成立した後の政治社會（市民社會或ひは國家）とを區別した。スマスは政府の存しない狩獵者の社會と、私有財產の成立後これを保護する政府の成立した牧畜者の社會とを區別してゐる。ルソーも私有財產成立後の市民社會とそれ以前の段階とを明かに區別した。社會を段階的發達において考察する重農學派も、主權及び成文法の成立した政治社會とそれ以前の段階とを強調的に區別した。ミラボーは國家を社會の全體と謂つてゐるが、社會が先に存在しその後に國家が成立したと謂つて兩者を區別してゐる。その他の英佛の理論家においてこの區別は一般になされてゐる。

社會と市民社會との區別は併し市民社會と國家との區別と混同されることはならぬ。前の區別はヘーゲル以前の理論家において既に明瞭になされてゐるが、後の區別はヘーゲル以前には未だ充分に明確な形で現はれてゐない。

ボーナーはロックにおいて社会と國家との區別がなされてゐると指摘した。⁽³⁾ ロックは明かに、家族社會と政治社會とは外形的な類似があつても兩者は本來區別さるべきものであると謂つた。⁽⁴⁾ これは社會と市民社會(政治社會)との區別の指摘であつて、當時の通説とも謂ふべきものであるから何等問題の存するところではない。併しロックは『政府論』において政治社會、市民社會及び國家を同義語として用ひてゐる。⁽⁵⁾ 而して理論上問題となるのはまさに市民社會と國家との區別である。

現代の社會理論においても時々社會と國家との區別が論題となつてゐる(たとへばケルゼンの「一般國家學」におけるが如き)。歴史的に見れば國家は發達した社會であり、抽象的に見れば國家は多數存在する社會のうちの一種類であつて、この區別はさして困難を伴ふものではない。だが精確に觀察するならば、理論史上の問題は國家と社會との區別に存するのではなくして、國家と社會との對立に存する。ヘーゲル以後市民社會は時々單に社會と謂はれ、したがつて市民社會と國家との對立は往々單に社會と國家との對立と稱せられた。だがその際の社會は國家に對立する市民社會にして初めて意義があるのである。即ち同一の歴史的な共存生活態における市民社會と國家との二原理の對立に、理論史上の問題が存するのである。而してまさにこの點が我等の闡明しなければならない問題である。

ヘーゲル以前の社會理論において市民社會と國家とは用語上では同じものと概念されたが、併しこれは表面に現はれた理論で、その奥にひそむ政治的意義を我等は見なければならない。市民社會は國家と同じものでありな

がら國家の他に殊更に市民社會といふ新しい概念が提出され唱道されたのは、そこに新しい事實が存することを物語るものでなければならない。市民社會の理論は名譽革命の理論家ロックによつて組織的に構成された。市民社會とは何であるか、それは各個人の自然權(ロックの所謂 property)を保護するために組織されたものである。然らば自然權とは何であるか、それは生命及び私有財産の保全並びに自由な活動の權利である。換言すれば市民社會とは各個人の生命及び私有財産を保護し、自由な經濟活動を保證する組織である。更に換言すれば、市民社會とは、封建的絕對主義的なものを排除するところの、ブルジョアの自由な活動を保護する組織である。市民社會は政治社會或ひは國家であると謂はれる場合、これは、國家は市民社會でなければならぬといふ要請を表白したものに他ならない。何故なら各人のプロパータイを保護しない國家は國家ではなくして專制であり自然狀態であるから。『絶對君主制は市民社會と兩立し得ないものである。』⁽⁶⁾ まああたりに君主神權論者を統治者に戴く國家を見たロックは、封建的絕對主義的なものゝ具現としての國家を批判し、それが市民社會とならなければならぬことを宣言したのである。言葉の上で同視されてゐるにもかゝらず、市民社會と國家とは實質的に區別され對立せしめられてゐるのである。

ブルジョアジーが漸次に發展するにつれて市民社會はいよいよ國家を蠶食する。國家は漸次に市民社會化するに至つた。ブルジョアジーが強力となると共に、國家はいよいよ耐へがたい桎梏となり、強烈に批判されるに至つた。國家は私人の事に干渉すべきものでなく、内外の秩序を保持する『夜警番』たるべきものである。アダム・

スミスにおいてこの要求が明瞭に現はれた。彼において國家は殆ど進歩の敵で、主として不正や強暴から我等を保護するに役に立つものであり、一般市民よりも徳において劣り過失において勝るところの、國民の委員にすぎないものである。⁽⁷⁾こゝにおいて、ブルジョアの活動組織としての市民社會と、封建的絶對主義的な殘存物としての國家とが、對立せしめられてゐる。

フランスの市民階級はイギリスのそれよりも發達があくれ、その要求も初めは溫和なものであつた。重農學派はレッセ・フェルを要求したが尙國家、殊に君主制の國家を肯定した。フランス革命に至つて市民階級の要求は寧ろ矯激な形態で現はれた。革命の眼目は要するに人權及び公民權の擁護にある。實に『人權及び公民權の宣言』は大革命のプログラムである。人權と公民權とは何であるか、それは平等、自由、安全、財產の諸權である。(こゝのうち平等、自由、財產の三權は、各個人が社會生活に入る前より保有する自然權、即ち人權であり、安全權は社會を構成した後に發生する公民權である)。宣言と一七九三年及び一七九五年の憲法の條文でその各々の概念が規定されてゐる。『自由は他人の權利を害せざる總てのことをなすべく人間に與へられた力である』(一七九三年憲法、第六條)。自由權の實際的な適用が私有財產權である。『財產權は、彼の富、彼の收入、彼の勞働及び勞働の成果を、彼の勝手に享有し處分すべく、總ての人々に與へられた權利である』(同上、第十六條)更に『平等とは、法律は賞罰共に總ての人に對して同様であるといふことであり』(一七九五年憲法、第五條)。『安全とは、各人の人格、各人の權利、各人の財產の維持のために、社會によつてその各成員に與へられた保護の中に存する』

(一七九三年憲法、第八條)。

生命及び財產の安全が保證され、法律の前に平等で自由に活動し得る組織は、封建制度及び絶對主義を排除した市民階級の活動組織であり、イギリスのそれと同じく市民社會の組織である。『公民權から區別された人權とは、市民社會の成員の權利、乃ち、利己的人間の權利、人間及び共同體より分離せられた人間の權利に他ならない。』而して政治體はこの市民社會の實質的な內容を保護するものに他ならない。『總ての政治體の目的は、人間の自然にして讓渡し得ざる權利の維持である』(一七九一年の宣言、第二條)。『政府は、人間にその自然にして讓渡し得ざる權利の享有を保證するために建設せられる』(一七九三年の宣言、第一條)。イギリスでは封建的な殘存物たる國家は夜警番に貶下されたが、フランスでは封建的な絶對主義的なものは否定され、新たに組織される國家は市民社會の秩序の維持者にすぎないものである。政治的共同體は所謂人權維持のための單なる手段に陥され、^{ドゥラン}公民は人の使用人に宣言された。こゝにおいても、政治的な國家と經濟的な市民社會との對立が現はれてゐる。

市民社會は後にブルンチユリが指摘したやうに、第三階級的な概念である。かつてはそれは自らを國家と同じものと宣言することによつて國家の市民社會化を要請したが、一旦強力となつた後にそれは自らを國家から區別し、國家を市民社會の夜警番或ひは秩序維持の手段に貶下した。市民階級が政權を獲得し全社會を支配した後に、かつてそれに對立した國家がその附屬機關になつてしまつた後に、市民社會概念は不要となつた。市民革命前後に市民社會はくりかへして論ぜられた。イギリスではロック、ヒューム、ファーラグスン、スミス等。フランスで

は重農學派、ルソー、ラング等。ドイツではドイツ社會科學派や青年ヘーゲル學派（たゞへばスチルナアの如き）等がそれである。だが、英佛では十九世紀の三十年代に市民階級が政權を獲得した後、ドイツでは七十年代の第一次の產業革命において市民階級が強力に成長した以後、市民社會の概念は殆ど社會理論から影をひそめて、その代りに綜合社會の概念（人類、人類社會、社會體等）が現はれたのである。

十八世紀末の英佛の理論において市民社會と國家とは實質的に對立せしめられてゐるが、一般にこれを明白な言葉に表現しなかつた。これをなしたのがトーマス・ペーンである。社會と政府（ペーンの政府はスミスの國家と同じものである）とは『單に相違するのみならず、起源を異にするものである。社會は我等の缺きかい、國家は我等の不正から、起る。前者は我等の愛情を結合することによつて積極的に我等の幸福を増進するが、後者は我等の害惡を制限するにとよつて消極的にこれをなす。前者は交通を促進し、後者は差別を作る。前者は保護者であり、後者は刑罰者である。』⁽¹⁾ ヘーゲル以前に市民社會と國家とは實質的に區別され對立せしめられながら用語上では兩者は同視されるのが常であつたが、十八世紀末に至つて用語上でも兩者を區別するものがあることは、右の事實によつて明かである。

- (1) Cunow: Op. cit., S. 103.
- (2) Unruh: Op. cit., S. 92.
- (3) Bonar, J.: Philosophy and Political Economy, p. 100.

ヘーゲルの問題にいたる處へ。ヘーゲルにおいて市民社會と國家とが初めて明確に區別されたと論者は彼の功績を稱揚してゐるが、皮肉なことにには彼における兩者の區別の不明瞭を非難するものもある。クーノーは、ヘーゲルが今日の司法及び警察を社會的制度として取扱ひ國家的制度として取扱はなかつた點において、社會的機能を國家的機能と混同し、社會と國家との間の區別は充分明瞭でなかつたと謂つてゐる。⁽²⁾ 他方においてヘーゲルは、階級を市民社會の契機としながら同時にそれを國家の基礎と謂つてゐる。たしかにヘーゲルの區別は明瞭を缺く。じへで先づこの『不明瞭』を検討しなければならぬ。

ヘーゲルの市民社會と國家との區別は、謂ふまでもなく論理的な區別である。だが、歴史的精神性にみなぎる彼の胸中に歴史的な觀念が存することに何の不思議があらう。事實、國家の歴史的發生に關するイギリスの理論を

我等は彼の著書において述ることが出来る。⁽²⁾『一民族は最初には猶まだ決して國家ではない。そして家族、漂泊民、種族、群集等々が國家的状態に推移することによつて、民族のうちに理念一般の形式的實質が成し遂げられる』(三四九節)。然らば如何なる歴史的段階において國家は成立するものであるか。『國家の本來的端緒及び最初の建設が、婚姻の創始と並んで農業の實施にありと謂はれるることは正當である。何故ならば、農業の原理は土地の加工制作、したがつて排他的私有を伴ひ來り、そして放浪に生存を求めて原野を流浪する生活を私權の安靜と欲求満足の保證とに立ち歸らしめ、奔放な性愛を制限して婚姻を生み、かくしてこの結合を擴大し、永續的なそれ自身において普遍的な合同を生じ、欲求を擴げて家族の配慮に、專有物を家族財とするからである』(二〇三節)。かくして『古代國家』が成立した。併しながらそれはなほ『不完全な國家』である。『不完全な國家とは、國家の理念をなほ隠蔽し、そしてその特殊的規定を未だ自由な獨立性にまで發展せしめないものである。ギリシヤ、ローマの古代國家においても、勿論既に普遍性が發見されはするが、特殊性が未だ遊離され解放されず、また普遍性たる全體の普遍的目的に還歸されてはゐなかつた』(二六〇節、補遺)。即ち古代國家において個人は全然集團に埋没され、個人的自由が許されなかつたのである。

古代の統一的な國家は近代の分化し發展した經濟生活によつて解體せしめられ、こゝに特殊的な市民社會が成立した。『市民社會は、理念のあらゆる諸規定に初めてその權利を認める現代世界の創造にかゝるものである』(一八二節、補遺)。人倫態の三つの發展段階をヘーゲルは、家族、市民社會及び國家の順序に排列してゐるが、他

方、市民社會は『國家の形式よりも遅れて』をり、『國家を前提する』と謂つてゐる。市民社會の成立の前提となる國家は謂ふまでもなく古代國家である。古代國家の後に成立した市民社會をヘーゲルは、『悟性國家』、『必要國家』、『外的國家』、『市民社會としての國家』(Staat als bürgerliche Gesellschaft. (エンチクロペディ、五二三節) と呼んだ。こゝで重要なことは、論理的な峻別にもかゝはらずヘーゲルは市民社會を『國家』——不完全な國家ではあるが——と呼んでゐることである。それが英佛の理論に現はれた政治社會、市民社會即ち國家に該當するものであることは、明瞭である。

特殊性の未だ遊離されてゐない普遍性たる古代國家の否定として、特殊性の體系たる悟性國家(市民社會)が現はれたが、兩者は辯證法的に、普遍性と特殊性とを具體的に統一し『具體的自由の現實態』たる近世國家に止揚されなければならない。『近世國家の本質は、普遍性が特殊性の完全なる自由及び個人の幸福と結合してゐることにある』(二六〇節補遺)。かくて古代國家、悟性國家(市民社會)、近世國家(國家)は一の發展系列を構成した。無論その際の論理は歴史的な過程と全然絶縁されたものでなく、歴史的發展に即しながらも具體的な歴史に理念の發展を見るヘーゲルは、具體的な歴史過程から論理的な範疇を擇へ上げ、それを以てその體系を構成した。無論その際の論理は歴史的な過程と全然絶縁されたものでなく、歴史的發展に即しながらも具體的な歴史過程を追はないのみである。ある歴史的な見地から、古代國家の代りに『家族』が論理的な範疇として取り入れられた。悟性國家は『市民社會』として確立され、兩者の綜合的な契機として、近世國家を理想化した『國家』の範疇が構成された。人倫態のこの三契機は辯證法的な關係に立つものである。家族は市民社會に止揚され

る。更に市民社會は國家のうちに止揚される。兩者（家族と市民社會）は國家のうちに aufhören aufbewahren われる。『國家は自己を意識したる人倫的實體であり、家族の原理と市民社會の原理との結合である』（『H・ニチクロ・ペルハ、』五三五節）。『國家の最初の基礎を家族とすれば、諸階級（これは市民社會契機である）は第11の基礎である』（110一節、補遺）。市民社會は國家に對立するが、併し『國家と（市民）社會とは、別個の、相互に影響し合ふ構成として相並んで存するものである』⁽³⁾ といふ譯ではない。何故ならば、『家族、（市民）社會及び國家は同一の客觀的精神、同一の絕對的理性、の表現形式である』⁽⁴⁾ から。ヘーゲル以後彼の社會理論を繼承した人、例くばローレンツ・フォン・シュタインは、ヘーゲルの理論を發展させ且つその時代の新しい事實に基いて、市民社會と國家との對立を殊更に強調した。シュタインによれば、共同生活において人格的自律的なものは、一般的意志の人格有機體である國家を構成し、非人格的なもの、即ちその組織並びに運動において一般的意志存せず、したがつて自然的生命欲求の基礎の上に立つものは、社會を構成するのである。こゝでは社會と國家とは同一平面上の兩原理であり、謂はゞ並存して互に影響しあるものである。このシュタイン的な觀念を以てヘーゲルに臨む時、市民社會と國家との關係はクーノーのかこひやうに不明瞭なものとなる。ヘーゲルの場合にはその辯證法的な關係に着目しなければならない。

- (1) Cunow: Op. cit., S. 243.
 (2) Ibid., S. 280.

(3) Ibid., S. 240.

(4) Vogel: Op. cit., S. 100.

一旦構成された論理的な組織を以てヘーゲルは英佛の市民社會論を批判した。『若し國家が種々なる人の統一として、單に共同性といふが如き統一として表象されるならば、これを以て全く市民社會の規定が考へられてゐるにすぎない。近世の國法學者の多くは國家に關する他の如何なる見解にも達し得なかつた』（181節）。『若し國家が市民社會と混同されて、國家の本質的使命が所有及び人格の自由の保全及び保護にありとされるならば、個人そのものの利益が個人を結合せしめる究極の目的となり、これよりしてまた、國家の成員たることは隨意の事柄となる』（115八節）。理論的に見ればヘーゲルは國家を市民社會から區別しようとしてゐるが、實質的、政治的に見れば、彼は不完全な悟性國家を批判して『近世國家』、『完成國家』を要望してゐるのである。ヘーゲルの慧眼を以てして英佛の第三階級的な概念である市民社會の真相が看破されない筈はない。幸ひ、國家を夜警番に貶下する市民社會は當時のドイツには未だ存しなかつた。またたとひこのやうな市民社會がドイツに成立したとしても、それはヘーゲルの仕へてゐるプロイセン國家を傷つくるものであつてはならない。市民社會は克服されるべきものである。それは『國家』に止揚さるべきものである。その際の所謂國家は特殊的利益と普遍的利益の有機的に統一された、具體的自由の現實態であるが、このやうな國家は『近世國家』に見出されるだらうか。ヘーゲル自身も見出されるとは斷言しない。これにてて我等は彼の哲學的方法に注意しなければならない。

『哲學的考察は専らかかる一切のものゝ内部的なもの、即ち思惟された概念を取扱はなければならない。』『國家の理念を以てひとは特殊的國家、特殊的制度を思ひ浮べてはならない、寧ろひとは理念、この現實の神そのものを考へなければならない』(二五八節)。諸家の指摘したやうに、ヘーゲルの國家觀念は現實的な歴史的な國家ではなくして、理想的な國家、完成された國家である。⁽¹⁾ この國家觀念を以て彼は英佛の悟性國家（市民社會）を批判したのである。

晩年のヘーゲルは國家を重視し、寧ろ神聖視した。國家は『道義的の全體』であり、自由の具現であり、『地上に在る神の理念』である。而してこれを體現したのがプロイセン國家である。この立場は併し初めから彼に存したものでなく、彼の國家觀やプロイセン國家に對する態度には變遷があつた。青年時代のヘーゲルは彼の同國人と同じく、國家にあまり關心を有たなかつた。彼は當時のドイツの慘状を改良しようとする意圖を有つてゐたが、當時のドイツの國家は彼の賴り得ないものであり、古代ギリシャの理想國家を夢見るのみであつた。『ドイツ憲法論』(一八〇二年)において彼は、國家限定説の提唱者たるフムボルトと同一の國家觀をさへ有つてゐた。⁽²⁾ 『精神現象學』(一八〇七年)においても彼は國家、プロイセン國家を信頼し得ず、ギリシャの理想國家を夢見るのみである。⁽³⁾

由來國家觀念はドイツにおいては近代的な現象である。十八世紀末に至るまでドイツは神聖ローマ帝國の美名の下に四分五裂してをり、英佛のやうな統一的國家は事實存在しなかつた。したがつて當時のドイツ人は國家に

關心を有たなかつた。ドイツ人は偏狭な『國民』たることを恥ぢ、その四海同胞主義、世界市民主義を誇りとした。レッシングの如きはその代表的なものである。ゲーテは敵將ナポレオンと歡談し、若きヘーゲルは馬上のナポレオンに世界精神を見出した。學者は存在しなかつた國家の建設を企劃しなかつたのみならず、寧ろ國家活動の制限の理論を構成してゐる(フムボルト)。この世界市民主義的なドイツは併し短期間のうちに、國民的な統一國家の熱烈な要求に變つた。ライン聯邦の成立(一八〇六年)と共に神聖ローマ帝國は消滅し、ドイツ人はその名義上の統一國家を解消せしめられた。プロイセンは征服者ナポレオンのために領土の大半を失ひ、軍備を制限され、賠償金を支拂はせられ、英國との貿易を禁ぜられた。ことこゝに至つてドイツ人はもはやその世界市民主義を誇るいとまがない。ベルリンが佛軍の馬蹄にかき亂される時(一八〇八年)、かつてフランス革命に祝盃を擧げたフィヒテはベルリン大學でその愛國の熱辯を揮ひ、國民、國家、祖國愛を說いた。爾來愛國は殊にロマンティカーによつて高唱されたが、一八一四年にパリーが陥落し、ナポレオンが没落した後プロイセン國家はいよ／＼ドイツ人の信賴を集め、やがて興起するドイツの國民經濟と相呼應して、愛國心、國家はドイツ人の偉大なる理念となつたのである。ヘーゲルも今や明かにその目標を認識し、國家を、殊にプロイセン國家を祝福し崇拜した。こゝにおいて一般に要求される國家に理想的な形態を與へ、これを悟性國家即ち市民社會から明確に區別することが出來るのである。

既に指摘したやうに、ヘーゲルの市民社會と國家との區別以前に、英佛において、殊に十八世紀末において、

その區別が存した。この區別は恐らくヘーゲルの區別に影響したものであらう。だが、英佛の區別とヘーゲルのそれとは重要な相違がある。英佛において國家は市民社會の夜警番或ひは秩序維持手段にすぎないが、ドイツにおいては市民社會は國家に止揚されるべきものである。元來英佛においては、強力な市民階級が封建的絕對主義的なものを贅食し、國家は市民社會の一機關に陥されたのであるが、經濟の發達の著しくあくれたドイツにおいては、國家に對抗し得る有力な市民階級が存在せず、僅かに小市民的な理論家が、世界市民主義的な見地によりて國家を批判したにすぎなかつた。⁽⁵⁾ 然るにナポレオンの侵略によりてドイツ人は統一國家の必要を痛感した。ドイツ人に於て今や何よりも重要なものは國家である。未だ發展しない市民社會を展開せしめるのは統一國家であり、市民社會に發生する諸矛盾を除去するのも國家の上からの革命に待たなければならぬ。したがつてドイツ人にとっては、市民社會は國家に止揚されなければならないものである。

- (1) Bülow, F.: Die Entwicklung der Hegelschen Sozialphilosophie, 1920, S. 109.

Vogel: Op. cit., S. 94, 79, 109.

Chnow: Op. cit., S. 243.

- (2) Voländer, K.; Von Machiavelli bis Lenin, 1926, f. S. 165 ff.

- (3) Bülow: Op. cit., S. 107.

- (4) Ibid., S. 116.

- (5) 抽稿、日本社會學におけるドイツ的なるもの、(社會學評論、第四號) 19頁以下参照。

英佛の先駆の理論を材料とし、十八世紀末における英佛の市民社會と國家との區別に導かれ、殊に當時のドイツの社會事情に基いてヘーゲルは、市民社會の概念を綜合し組織化した。こゝに彼の偉大な功績がある。彼の社會理論は一方において十九世紀のドイツ社會理論界をにぎはした『ドイツ社會科學』や青年ヘーゲル派の社會理論の出發點となり、他方マルクス＝エンゲルスの社會理論の一源泉となつた。フランスではオーギュスト・コンタigner＝モールの『ドイツ社會科學』、マルクス＝エンゲルスの史的唯物論はそれくへーゲルに關聯するもので、ある意味において彼は近代社會理論の起點と謂はれやう。併し彼の社會理論にはおのづから限界が存してゐる。該博にして銳敏な頭腦を以て彼は社會生活を洞察したが、その生活した當時のドイツの社會狀態は未だ彼に近代の綜合的な社會理論を構成するに至らしめることが出來なかつた。彼の階級論や團體論はまだ多分に封建的な契機を含んでゐる。彼の市民社會は國家に對立するものであり、法律、警察、團體の諸契機をも包含してゐるが經濟を中心とした概念である。家族と市民社會とを止揚した國家の概念も近代の綜合的な社會概念ではなかつた。その所謂哲學的方法に基く國家の理想的な性格が近代社會理論の綜合的な社會概念と相違するのみならず、藝術、宗教、哲學などの上部構造は彼において社會の領域から絶對精神の領域に追ひ出されてゐる。物質的生活關係、政治法律及び學藝宗教を包括したコント、マルクスの綜合的な社會概念は彼において未だ現はれてゐない。近代の綜合的な社會理論への一步前にヘーゲルは立つたのである。